

J A すこやか定期貯金規定

1. 預入資格

本定期貯金は、国民年金・厚生年金または各種共済組合年金、農業者年金・企業年金・みどり年金等（以下合わせて「公的年金」といいます。）の受取りを当組合で既に開始されているお客さま、または当組合で新たに開始されるお客さま、もしくは公的年金の受取指定を当組合へ変更されるお客さまに限りお預け入れできます。

2. 取扱店舗

本定期貯金の預入れおよび支払いは、公的年金の受取を指定している店舗のみのお取扱いとします。

3. お預入れ限度額

預入資格のあるお客さまお一人につき、200万円を限度とします。

4. お預入れ貯金種類および貯金者名義

期間1年のスーパー定期貯金（以下「スーパー定期1年もの」とよびます。）を自動継続（元金継続）で作成します。

利息については年金受取口座に振替入金となります。

定期貯金の名義は年金受取をされているお客さまの名義に限ります。

5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

本定期貯金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

6. 適用利率

(1) 「1」に掲げる公的年金を本定期貯金の預入期間を通じて当組合で受け取る場合、預入日に当組合が店頭に表示しているスーパー定期1年ものの基準利率に0.25%上乗せした利率を約定利率とします。

(2) この貯金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって計算し、この貯金とともに支払います。

① 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金の利率

② 6か月以上1年未満 ……… 「6（1）」の約定利率×50%

(3) 満期日以降の利率については満期到来時点におけるスーパー定期1年ものの基準金利に、満期到来時点のJAすこやか定期貯金規定で定める金利を上乗せした金利を約定利率とします。

7. 書替後の本定期貯金の適用利率

本定期貯金を書替える場合、書替後の適用利率は書替日当日のスーパー定期1年ものの基準利率とします。

8. 預入期間中に当組合で年金の受取りがなされない場合の取扱い

原則、解約とさせていただきます。

なお、この貯金を解約する場合の期限前解約利率の計算に用いる約定利率は、証書等記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期1年ものの基準利率とします。

9. その他

本規定に定めのない事項については、別途交付または公表している貯金規定により取り扱います。